

「令和 6 年度食の多様性対応支援事業」業務委託に係る仕様書（案）

1. 委託業務名：

令和 6 年度食の多様性対応支援事業

2. 業務の目的：

長崎市では、令和元年と比べて外国人訪問客数が 93%まで回復していることに加え（当協会調べ、令和 5 年調査）、令和 6 年度には大規模な国際学会の実施が決まっており、ヴィーガン・ベジタリアン・ハラールといった食の多様性への対応が喫緊の課題となっている。

本事業では、特に MICE（学会・大会等）で食事を提供する可能性のあるホテルレストランや飲食店を中心として、食の多様性対応のための実践的なセミナーを開催し、個別支援を行うことで、市内レストランの食の多様性対応を支援することを目的とする。

3. 期間：

契約日～令和 7 年 3 月 21 日（金）

4. 業務内容：

(1) シェフ・経営者向けセミナーの実施

MICE で食事を提供する可能性のあるホテルレストランや飲食店のシェフが、ヴィーガン・ハラール等食の多様性に対応できるようにするため、メニュー開発や調理オペレーションのレクチャーを含む実践的なセミナーを開催する。

ア 概要

- ・対象者 ホテルレストランや飲食店のシェフ・経営者
- ・参加者数 20 事業者程度
- ・場 所 調理や飲食が可能な会場とする
- ・時 期 令和 6 年 7 月（予定）
- ・回 数 1 回
- ・時 間 2～3 時間
- ・形 式 ヴィーガン・ハラール等に対応したメニューの調理ができるシェフを招き、参加者がメニューを試食できるようにすること。

イ 業務内容

セミナー開催にかかる全ての業務を実施する。

[具体例]

- ・セミナー内容詳細の企画
- ・参加者の募集（チラシ作成等）
- ・参加者との各種調整
- ・講師の選定、依頼、調整
- ・会場の調整、準備、後片付け
- ・資料等の作成
- ・当日の運営
- ・受講者へのアンケート作成・収集・分析等

ウ 留意事項

- ・会場の借上げにかかる費用は見積もりに含めないこと（当協会で紹介できる場合もあるため）。

(2) 食の多様性対応のための個別支援

国際学会に対応する必要のあるホテルレストラン、飲食店を訪問し、多様な食に対応したメニュー開発やオペレーション改善のための個別支援を行う。

ア 概要

- ・対象者 国際学会にて食事を提供するホテルレストラン（長崎市内）
- ・支援数 5 事業者
- ・場 所 支援先の各事業所
- ・時 期 令和6年7月～9月上旬（予定）
- ・回 数 各事業所2回の訪問を想定
- ・内 容 国際学会への対応を前提として、訪問前に支援先の課題をヒアリングし、支援先と協議の上支援内容を決定すること。

イ 業務内容

個別支援にかかる全ての業務を実施する。

[具体例]

- ・支援先との連絡、各種調整
- ・講師の選定、依頼、調整
- ・支援場所の調整
- ・資料等の作成
- ・必要な道具・食材等の準備
- ・ZOOM等を用いたリモートでの支援（各事業所1～2回程度）
- ・支援先からのメールや電話等での問い合わせ対応（適宜）

- ・その他個別支援に関する業務

ウ 留意事項

- ・支援先のレストランは当協会と協議の上決定すること。
- ・会場の借上げにかかる費用は見積もりに含めないこと（支援先のキッチンや会議室利用を前提とする）。
- ・各事業所を訪れての現地支援は9月までの実施を予定しているが、その後の電話やメールでのサポートは契約終了まで適宜対応すること。

(3) 打ち合わせの実施

- ・業務の進捗共有や育成計画に関する協議のための打ち合わせを適宜（月に1～2回以上）実施すること。
- ・打ち合わせに必要な資料を作成すること。

(4) 報告書の作成

業務終了後、委託期間内に上記（1）～（2）の実績をまとめた報告書を作成すること。報告にあたっては、参加者からのアンケート結果等を踏まえ、次年度同様の事業を行うとした場合の施策提案を含めること。

5. 成果物：

- ・報告書 1部（電子データ納品）
- ・委託業務完了報告書 1部（電子データ納品）

6. 納期：

令和7年3月21日（金）

7. 留意事項：

- (1) 受託者は協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 本業務に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再調査等の必要な処置を講ずること。
- (4) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、協会と協議のうえ決定する。

- (6) なお、業務内容の変更等について協会から指示等があった場合は、協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。

以上